

養子縁組当事者や研究者が「出自を知る権利」について考えた
フォーラム=20日、熊本市中央区



出自開示「成長に合わせて」

子どもの知る権利 県弁護士会フォーラム

特別養子縁組などをした子どもの「出自を知る権利」を考えるフォーラムが20日、熊本市中央区の熊本県弁護士会水道町会館であった。養子縁組の当事者や研究者が、子どもが出自情報を知る時期などについて意見交換した。

日弁連の子どもの権利を考える全国イベントの一環で、県弁護士会が主催。約60人が聴いた。

親が育てられない子どもを匿名でも預かる慈恵病院（西区）の「ここのとりのゆりかご」に預けられた事実を公表している県立大2年の宮津航一さん（20）が登壇。「子どもにとって、どんなにやさしい情報でも必

要」と強調し、養子縁組した今の両親から生い立ちを伝えられたことを踏まえ「子ども自身の幼い頃の様子などは早い年齢から伝え、生い立ちを受け入れるベースができてから実親の身元を伝えるのが望ましい」と成長段階に合わせた情報開示を提言した。

熊本大の梅澤彩准教授（家族法）は、養子当事者が実親の情報を知られる際にソーシャルワーカーが寄り添うニュージールランドの取り組みを紹介。熊本大のトビアス・パウアー教授（生命倫理）は、ドイツの内密出産の仕組みを紹介した。

（清島理紗）